

認知度向上の取り組み

認知度向上の取り組みの必要性

これまでの「日本風景街道」有識者懇談会
における主なご意見

- ・ 日本風景街道は知名度がまだまだ低い。ブランド化の推進が必要。
- ・ 道の駅のように風景街道についても、道路標識や案内看板を主たる道路の入り口等につけてもらいたい。
- ・ SNS等でもっと風景街道を発信していく試みが重要。
- ・ エリア内の道の駅にも風景街道の情報発信拠点の役割を担ってもらいたい。
- ・ ルートにおいてどこがメインなのか見える化が図られていないことが課題。
- ・ インバウンドが急増し、風景街道にレンタカーが増加傾向にある今、パートナーシップが観光客の受け皿として成長している。
- ・ 風景街道の活動を推進するための具体的な方策として、ロゴマークの周知等が考えられる。
- ・ 認知度向上のためにロゴ入り看板を安易に増やすのは、景観上よくない。

<これまでの主な取り組み>

- ① 地域独自の情報の発信（HPの作成、SNSの活用、ガイドマップの作成配布 等）
- ② イベントの開催（体験学習・フォトコンテスト 等）
- ③ 情報の多言語化（MAPの多言語化 等）
- ④ 道の駅との連携（道の駅施設を利用したイベントの実施 等）
- ⑤ ロゴマークの作成・運用
- ⑥ 各地方協議会における案内看板等の設置



課題意識（検討の必要性）

- ・ 認知度向上の取り組みの必要性について
これまでも様々な認知度向上の取り組みが行われてきたが、特に、日本風景街道のブランド化の推進にあたっては、案内看板等の設置のルール化が有効と考えられる。

認知度向上のこれまでの取り組み

① 地域独自の情報の発信（HPの作成、SNSの活用、ガイドマップの作成配布等）

- 地方協議会のHPを活用した各ルートのイベントや取り組み、ガイドブック等の広報を実施している。
- 地方整備局のfacebookを活用して各ルートの取り組み等をタイムリーに広報している。

<HP・SNSを活用した様々な広報活動>



九州風景街道HP

各ルートのイベント等を広報



各ルートの取り組みを紹介する小冊子やガイドブックを広報



九州地方整備局のfacebookを活用し、推進会議の取り組みや、各ルートの取り組み等をタイムリーに広報



認知度向上のこれまでの取り組み

② イベントの開催（体験学習・フォトコンテスト等）

- 全国的に多くのルートで工夫を凝らしたイベントが開催されている。
- 農業体験ツアーやサイクルイベントなど、地域資源を活かした催しが多く実施されている。

<旧豊後街道を歩くウォーキングイベント>



九州横断の道 阿蘇くまもと路/H28

<シーニックナイト>



支笏洞爺二セコルート/H22

<フォトコンテストの開催>



シーニックウェイ道南エリアルート/H28

<農業体験ツアーの開催>



浅間ロングトレイル/H28

<ルート内の食材の魅力をPRするイベントの開催>



萌える天北オロロンルート/H28

<サイクルイベント>



悠久の竹内街道/H29

認知度向上のこれまでの取り組み

④道の駅との連携（道の駅施設を利用したイベントの実施 等）

- 道の駅施設を利用したイベントの実施や、共同のMAP作りなどで連携が進んでいる。また、道の美化活動資金捻出のため、道の駅でのマルシェ開催などの取り組みもみられる。

<道の駅での風景街道イベントの実施> <道の駅での風景街道イベントの実施> <風景街道活動費用捻出のための道の駅での物販>



シーニックバイウェイ北海道 支笏洞爺二セコルート/H28



費用充当

<道の駅と共同のMAP作成>

風景街道の紹介

道の駅の紹介



近畿風景街道協議会/H28



認知度向上のこれまでの取り組み

⑤ロゴマークの作成・運用（1/4）

- 日本風景街道戦略会議（委員長：奥田 碩）において、日本風景街道の取り組みを発展させる全国的な観点からの支援メニューの一つとして、統一的なロゴを作成、使用することが提言された。
- 同戦略会議の委員であった、デザイナーのコシノ ジュンコ氏によりロゴマークのデザインについて検討作業が行われ、ロゴマークが完成。

日本風景街道のロゴマークコンセプト

『日本風景街道』のロゴマークは、優美な風貌から、日本の象徴として国民から親しまれ、国内外に広く知られている富士山をモチーフに、日本の国土が有する豊かな自然環境とを融合させ、緑のグラデーションで表現しました。

また、日本の伝統ある歴史や文化が、道路を介して、未来へと続いていくことへの願いをこめて、モチーフである富士山を取り巻く曲線で表現しました。

このロゴマークが、『日本風景街道』のPRや品格あるイメージの形成に主眼を置き、印刷物やイベントなどに積極的な活用がなされ、だれもが日本全土の自然、景観、食文化などの地方独自の風土にまつわる多様な地域文化に感じられるシンボルマークとなることを期待しております。

コシノ ジュンコ



認知度向上のこれまでの取り組み

⑤ロゴマークの作成・運用 (2/4)

○ 日本風景街道の文字、ロゴマークの使用に関する手続き等については、「日本風景街道のロゴマーク・文字の使用に関する管理運用マニュアル(案)(平成24年2月9日付環境安全課長通達)」にて定めている。

■使用者

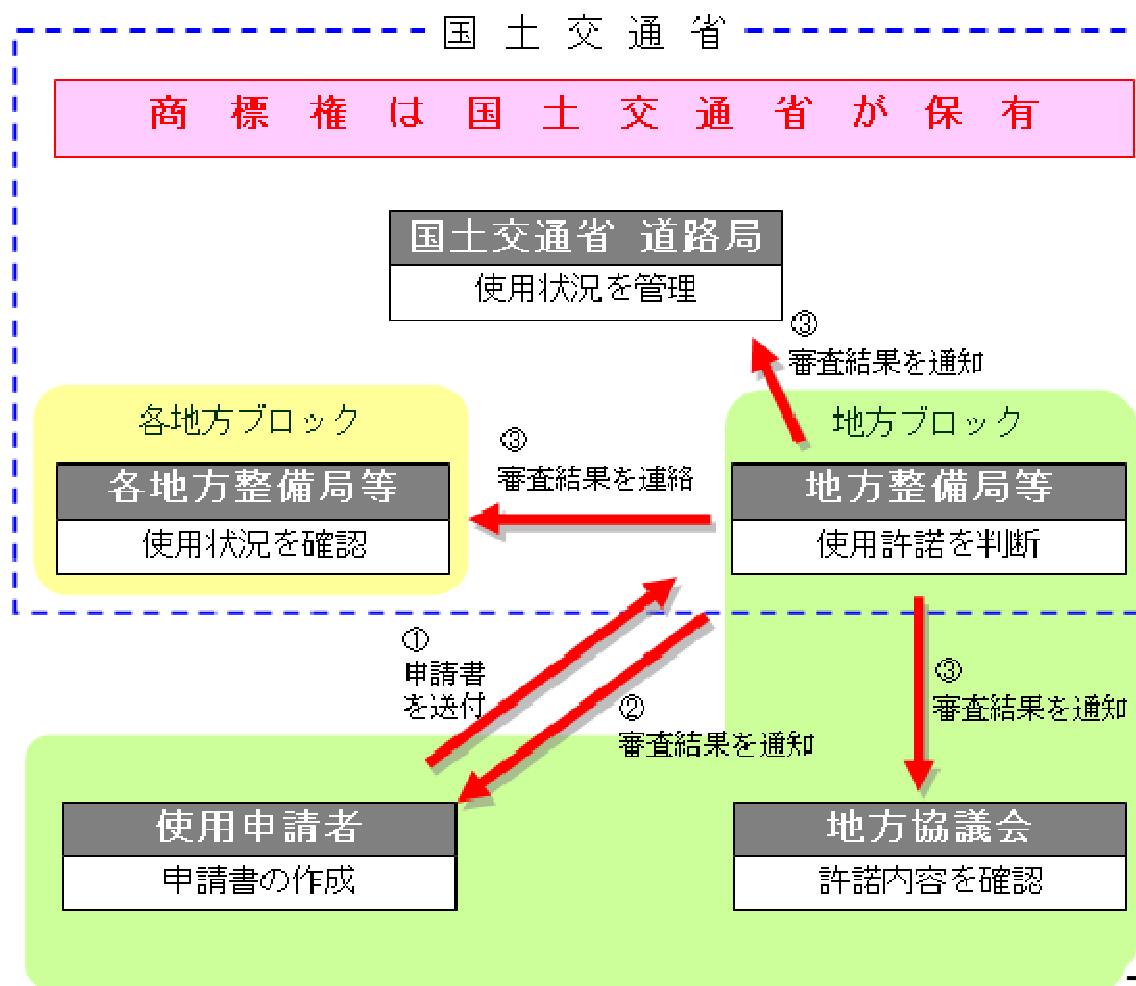
原則として風景街道パートナーシップ及び風景街道パートナーシップを構成する個人又は団体

■使用目的

日本風景街道の取り組みの向上に寄与するものと認められる場合は、基本的に許諾

■使用制限

- ・ 使用者、使用目的に合致しない場合
- ・ 営利目的として使用する場合(日本風景街道の活動に資する場合を除く)
- ・ 特定の政治・宗教・思想などの活動に使用する場合
- ・ 法令・公序良俗に反する場合
- ・ 使用物にあっては、その品質・規格・性能等が法令等に定める基準を満たしていない場合
- ・ 日本風景街道に関連する取り組みを推進する上で、支障を生じる恐れがある場合



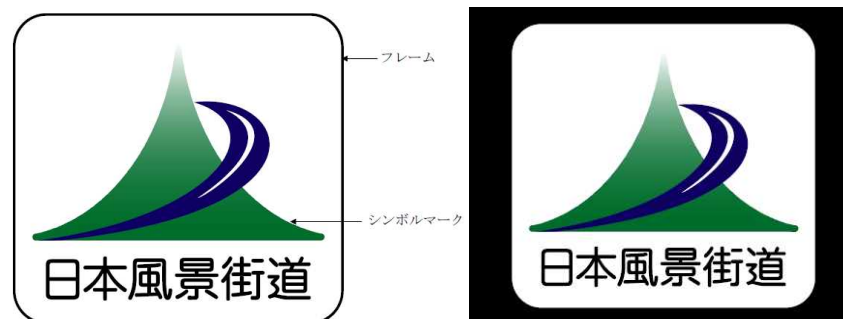
認知度向上のこれまでの取り組み

⑤ ロゴマークの作成・運用 (3/4)

■ ロゴマークの形状、色彩、大きさについて

- (1) 形状は図1のとおりとする。なお、使用するロゴマークの大きさが小さいことにより「日本風景街道」という語句が判読できない場合は、当該語句を表示しないことができる。
- (2) 色彩は図2-1のとおりとし、無彩色とする場合図2-2以外の色彩は認めない。
- (3) 大きさについての制限は設けませんが、縦横の比率は変更しないものとする。

< 図 1 >



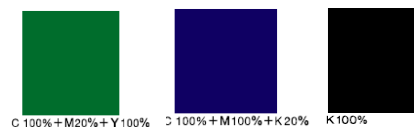
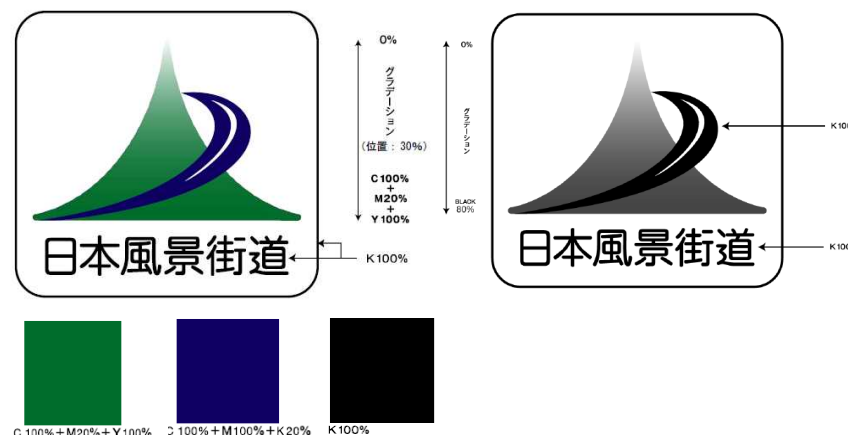
■ ロゴマークのフレームについて(図1)

- (1) フレームの色は原則黒色とする。
- (2) ロゴマークを使用する対象の下地が無色、若しくは無色に極めて近い場合は、フレームを表示する。ただし、身に着けるもの(帽子、バッジ類、Tシャツ等)に使用する場合は、フレームを表示しないことができる。
- (3) ロゴマークを使用する対象の下地が有色の場合は、フレームに代えて白抜きの角丸四角内にロゴマークを配置する。

< 図 2-1 >



< 図 2-2 >



認知度向上のこれまでの取り組み

⑤ロゴマークの作成・運用 (4/4)

<日本風景街道ロゴマークの使用事例>

○PR用ステッカー (伊勢熊野みち)



※出典：三重県HP

○クリアファイル (飛越交流ぶり・ノベル出世街道)



※出典：北日本新聞 (2015年12月9日)

○卓上ミニのぼり (新因幡ライン)



※出典：兵庫県HP

○スタンプラリー台紙 (みどりの里・耳納風景街道)

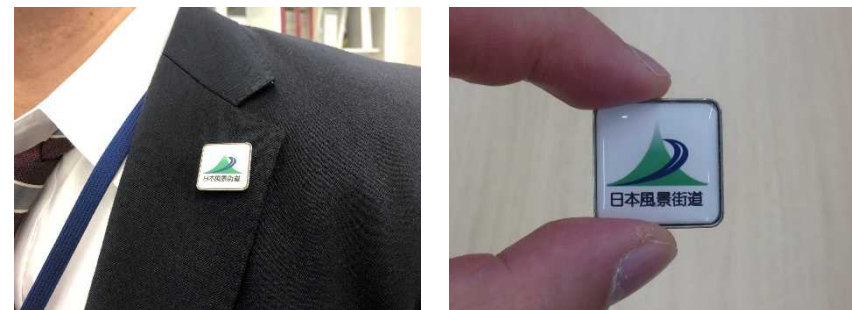


※出典：久留米観光サイト 「ほとめきの街 久留米」

○ポスター (南いよ風景かいどう)



○ピンバッジ試作品 (ぐるり・富士山風景街道)



認知度向上のこれまでの取り組み

⑥各地方協議会における案内看板等の設置(1/4)

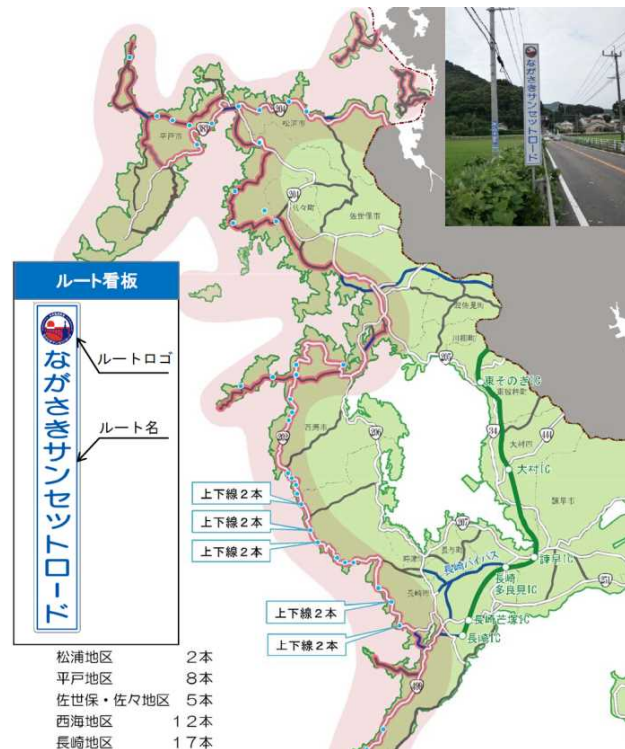
- 風景街道のロゴマークや、ルート名称の案内看板等を設置しているルートが存在しているが、看板のデザインや表示方法等は統一されていない。

デザインを活動団体が検討。
群馬県、長野県が設置(3箇所)



浅間・白根・志賀さわやが街道

ルート名周知を目的に長崎県が設置(44箇所)



ながさきサンセットロード

既設案内標識への添架や道の駅入り口へのルートサインの設置を道路管理者が実施(8箇所)



認知度向上のこれまでの取り組み

⑥各地方協議会における案内看板等の設置(2/4)

- 風景街道のロゴマークや、ルート名称の案内看板等を設置しているルートが存在しているが、看板のデザインや表示方法等は統一されていない。

館山市が関係各部・課による協議に基づき設置
(8箇所)



ルート名
(南房総 花海街道)

南房総・花海街道

四国地方幹線道路協議会道路管理部会標識分科会
香川県ブロック部会で調整のうえ道路管理者が設置
(5箇所)



(国土交通省設置)



(高松市設置)

むれ源平石あかりロード

やんばる花街道観光協会が名護市有地への
道路占用手続きにて設置(2箇所)

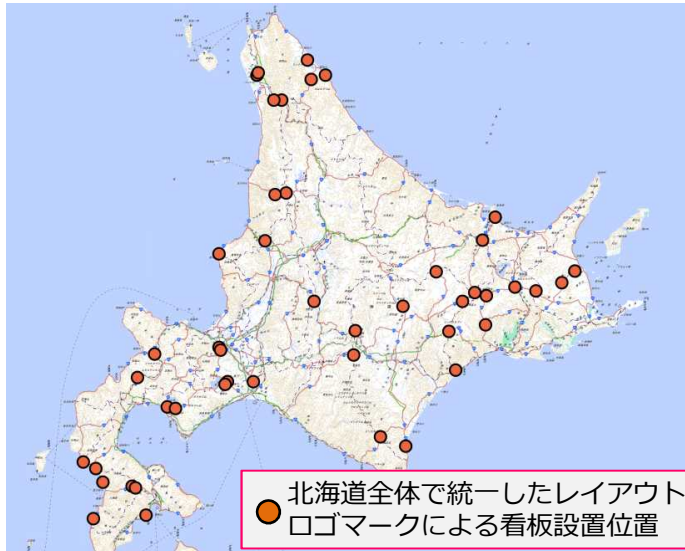
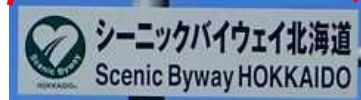


やんばる風景花街道

認知度の向上に関するこれまでの取り組み

⑥各地方協議会における案内看板等の設置(3/4)

- 北海道では、シーニックバイウェイ北海道の認知度向上を目的とし、シーニックバイウェイ北海道のルートエリア内において、北海道全体で統一したレイアウト、ロゴマークによる看板を設置
(北海道 計50枚) ※法定外看板による試行的な取り組み。



北海道全体で統一したレイアウト、
● ロゴマークによる看板設置位置



認知度の向上に関するこれまでの取り組み

⑥各地方協議会における案内看板等の設置(4/4)

- 各地方協議会において独自の案内看板等を設置しているが、全国統一のルールは定められていない。
- 道路標識等への表示は、日本風景街道の更なるブランド化や、認知度向上のための広報手段として有効と考えられる。
- 活動団体等からも行政による道路標識等への積極的な表示が求められている。

日本風景街道の実現に向けて
～美しい国土景観の形成を目指した国民的な運動を～
提言(H19.4)

(重点的な広報等の支援)

(前略) 国において、広報等の支援以外に、法的な枠組みの検討など、評価された「風景街道」に対し全国的な観点からの行政の支援も検討していく必要がある。

具体的な重点的な広報等の支援メニューとしては、以下のものが考えられる。

- ①全国・海外への広報
- ②ロゴの使用(ロゴを使った標識や看板等の設置)
- ③商品企画・販売

質の高い日本風景街道に着手するために
提言(H29.4)

日本風景街道自治体連絡会、NPO法人日本風景街道コミュニティ

2. 日本風景街道の制度と活動について

- ◆日本風景街道の認知度を高めるため、道路上の表示、カーナビへの掲載方法など、日本風景街道の見える化を図る。

平成28年度風景街道パートナーシップアンケート結果

- 風景街道の認知度の向上は、鶏と卵の関係とも言えるが、標識に表記できるようにしていただけるとありがたい。青の標識の中に、ロゴマークが入るようになればよい。他

道路標識等への名称表示等について検討が必要

道路標識等への名称表示にあたっての論点

- ① 「日本風景街道」の道路標識等への表示は必要か。
(「日本風景街道」を道路標識等へ表示した場合のメリットは何か。)
- ② 「日本風景街道」とは、何であるのか。
(道路の名称(ライン)であるのか、地域の名称(エリア・ポイント)であるのか。)
- ③ どのような表示が望ましいのか。
(表示として「日本風景街道」、「風景街道」、「個別ルート名称」等何が望ましいか。)
個別のルート名称が長い場合はどうするべきか。
(文字数が多い場合に短縮名称を作成するか。)
- ④ どのようなルールで表示していくべきか。
(道路標識等への名称表示にあたっては、どのような基本条件を設定するべきか。)

道路標識等への名称表示にあたっての論点

①「日本風景街道」の道路標識等への表示は必要か。

- 「日本風景街道」を道路標識等へ表示した場合のメリットは何か。

<想定されるメリット>

- ① 「日本風景街道」の更なるブランド化、認知度向上に繋がる。
- ② 地図やカーナビゲーションに掲載されやすくなる。
- ③ 日本風景街道の位置が道路利用者に明確となり、観光案内や観光体験がしやすい。
- ④ 設置条件に「継続的な景観保全」や「積極的な活動維持」等を盛り込むと活動活性化に繋がる。

道路標識等への名称表示にあたっての論点

② 「日本風景街道」とは、何であるのか。

- 道路の名称（ライン）であるのか、地域の名称（エリア・ポイント）であるのか。

<日本風景街道の実現に向けて提言(H19.4)>

- 日本風景街道とは、道路ならびにその沿道や周辺地域を舞台とした多様な主体による活動そのものや、その活動によって形成される地域の資源を活かした多様で質の高い風景などを包含した概念である。
- 日本風景街道を構成する要素としては、地域資源、活動主体、活動内容、活動の場があり、ここでは、それらを総称して「風景街道」と言う。

<現在の登録スキーム(登録条件及び登録申請事項)>

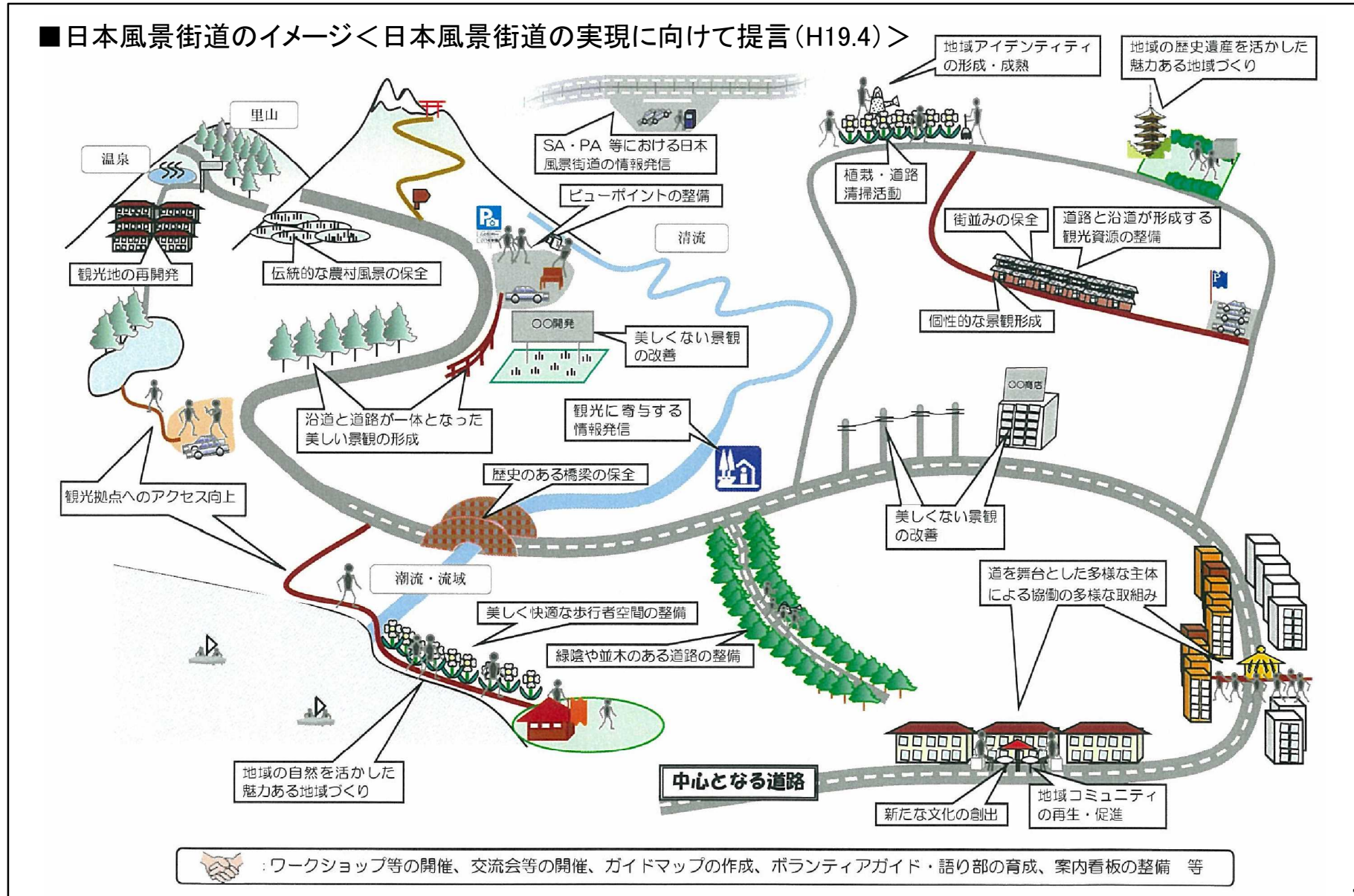
【登録条件】

- ①「風景街道パートナーシップ」が組織されていること。
- ②景観、自然、歴史、文化、体験・交流又は施設・情報の地域資源を1つ以上有していること。
- ③日本風景街道の理念・目的に賛同し、それに合致した活動を継続的に実施していること。
- ④申請された日本風景街道に「中心となる道路」が存在していること。

【登録申請事項】

- ・風景街道の名称
- ・中心となる道路の名称及び道路管理者
- ・風景街道の範囲
- ・風景街道の地域資源
- ・風景街道パートナーシップの名称
- ・代表者氏名、所属組織名、連絡先
- ・事務局担当者名、所在地、連絡先
- ・風景街道パートナーシップを構成する組織
(道路管理者以外/道路管理者)
- ・活動目的及び活動内容

② 「日本風景街道」とは、何であるのか。



道路標識等への名称表示にあたっての論点

③ どのような表示が望ましいのか。個別のルート名称が長い場合はどうするべきか。

- 表示として「日本風景街道」、「風景街道」、「個別ルート名称」等何が望ましいか。
- 文字数が多い場合に短縮名称を作成するか。

<標識令による道路標識設置事例>

【著名地点】



【道路の通称名】



【補助標識（地名）】



<各地方協議会における案内看板等の設置事例>






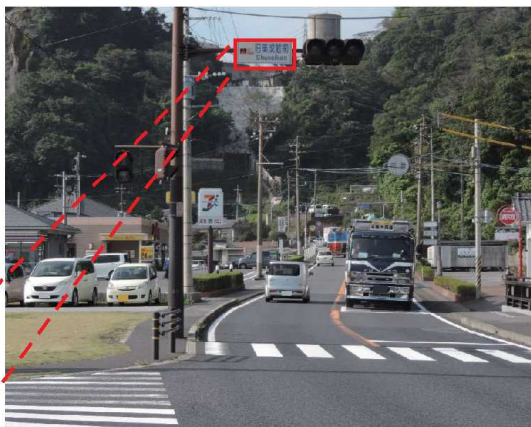


道路標識等への名称表示にあたっての論点

③ どのような表示が望ましいのか。個別のルート名称が長い場合はどうするべきか。

<交差点名標識に観光地名称を表示した事例>

○国土交通省では、観光先進国や地方創生の実現に向け、観光地等へのわかりやすい案内となるよう、交差点名標識（交差点において、地点名を表示する標識）に観光地等の名称を表示する標識の改善を推進。

<p>すすきの 国道36号北海道札幌市中央区</p> <p>【改善前】</p>  <p>↓</p> <p>【改善後】</p>  	<p>旧集成館前 国道10号鹿児島県鹿児島市吉野町</p> <p>【改善前】</p>  <p>↓</p> <p>【改善後】</p>  
--	--

道路標識等への名称表示にあたっての論点

④ どのようなルールで表示していくべきか。

- 道路標識等への名称表示にあたっては、どのような基本条件を設定すべきか。

<名称表示にあたってのルール（案）>

道路標識等の設置にあたっての基本条件（案）

条件① 美しい風景や魅力的な歴史があり利用者が楽しめる環境があること

- 自然景観(山や海)や歴史的文化的な風景のある街道

条件② 登録ルートの起終点が明確で分りやすく一定程度の距離があること

- 中心となるルートの分岐が少なく、単純であること、交通モードに応じた適切な距離

条件③ パートナーシップが積極的に活動に取り組んでいること

- 清掃等含め道路の維持・メンテナンスが定期的に施されていること

条件④ 名称が地域に受け入れられていること

- 名称が地元十分に認識され、馴染んでいること

現地での適応調査項目（案）（各地方協議会やパートナーシップによる）

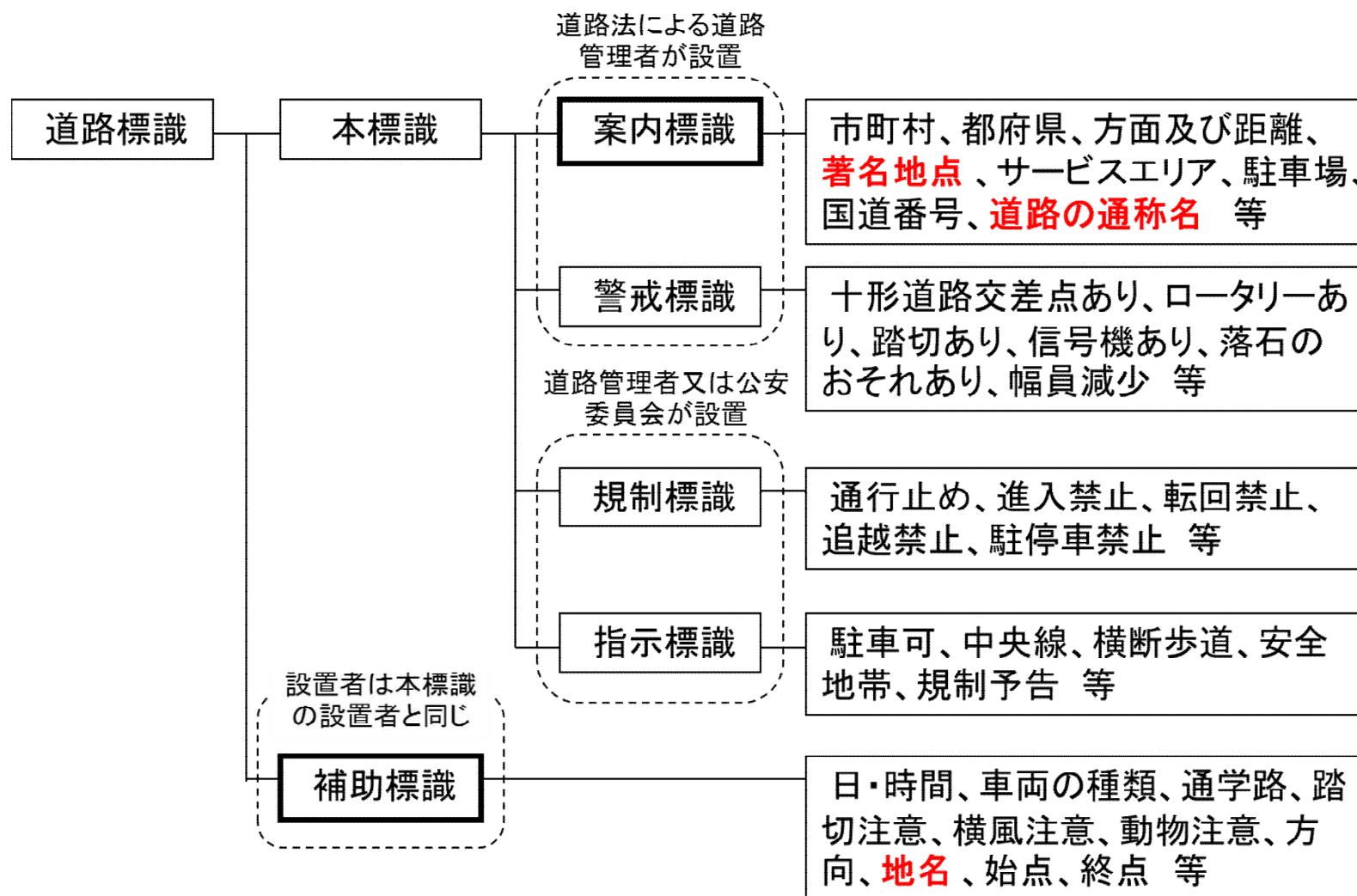
調査① 設置要望の確認

- ルートへの設置の希望があるか

調査② 設置にあたっての課題

- 既存通り名や著名観光資源の案内との共存ができるか

- 道路標識を設置するにあたっては、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(昭和35年総理府・建設省令第3号)(標識令)」が定められている。



著名地点(114系)の設置例

参 考

◆著名地点(114-A)



◆著名地点(114-B)



道路の通称名(119系)の設置例

参 考





補助標識(512系)の設置例

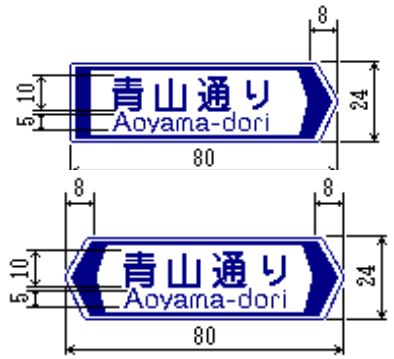

参 考



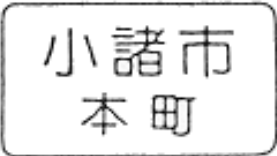
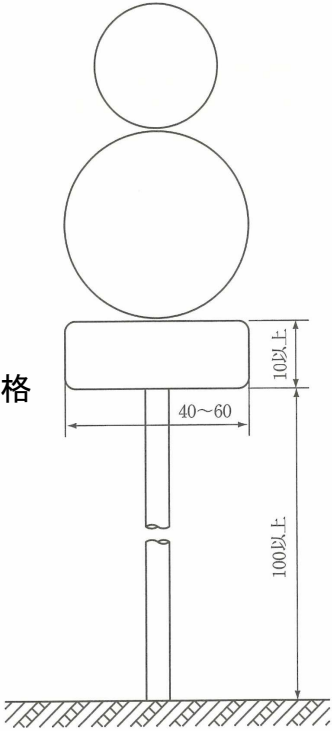
＜道路標識、区画線及び道路標示に関する命令＞

別表第一 種類 番号	著名地点 114-A	著名地点 114-B
別表第一 設置場所	高速道路等以外の道路において設置を必要とする地点における左側の路端、車道の上方又は中央分離帯	高速道路等以外の道路において設置を必要とする地点における路端
別表第二 様式		
別表第二 備考一 本標識板	<p>(一)表示</p> <p>15 「著名地点」を表示する案内標識の標示板には、必要がある場合は、日本字の左又は右に公共施設等の形状等を表す記号を表示することができる。</p> <p>17 「著名地点」を表示する案内標識には、必要がある場合は、当該案内標識の位置、当該案内標識が表示する著名地点の位置及び表示する必要のある立体横断施設その他の施設の位置を表示する地図(その略図を含む。)を附置することができる。</p> <p>(五)文字等の大きさ等</p> <p>4 「著名地点114-B」を表示する案内標識の文字の大きさは、10センチメートルを標準とする。</p>	

<道路標識、区画線及び道路標示に関する命令>

別表第一 種類 番号	道路の通称名 119-A・B	道路の通称名 119-C
別表第一 設置場所	高速道路等以外の道路において設置を必要とする地点における左側の路端又は交差点における進行方向の正面の路端	高速道路等以外の道路において設置を必要とする地点における左側の路端又は中央分離帯
別表第二 様式		
別表第二 備考一 本標識板	<p>(二)寸法</p> <ol style="list-style-type: none"> 寸法が図示されているものについては、図示の寸法(その単位はセンチメートルとする。以下この備考において同じ。)を基準とする。 高速道路等以外の道路に設置する「道路の通称名」を表示する案内標識については、表示する案内標識については、表示する文字の字数により図示の横寸法(「道路の通称名119-C」を表示するものについては、縦寸法)を拡大することができる。 <p>(五)文字等の大きさ等</p> <ol style="list-style-type: none"> 寸法が図示されている文字及び記号の大きさは、図示の寸法を基準とする。 	

<道路標識、区画線及び道路標示に関する命令>

別表第一 種類 番号	地名 512	
別表第一 表示する意味	本標識が設置されている地名を示すこと。	
別表第一 補助標識が附置 される本標識	案内標識	
別表第二 様式		補助標識板及び柱の規格 
別表第二 備考二 補助標識板	(二) 寸法 1 図示の寸法を基準とする。 2 補助標識は、その附置される本標識板の拡大率又は縮小率と同じ比率で拡大し、又は縮小することができる。	



日本風景街道 登録ルート全国図 (合計141ルート)

平成30年5月10日現在

近畿風景街道協議会

- 6-1 日本文化のクロスロード (横大路・下ツ道)
- 6-2 新世紀くらわんかストリート
- 6-3 丹後半島「古代ロマン街道」
- 6-4 日本風景街道 熊野
- 6-5 日本風景街道伊勢街道
- 6-6 御所まち近世景観街道 ~近世物流の要所~
- 6-7 中之島・大川・御堂筋回廊
- 6-8 若狭熊川・鯖街道
- 6-9 琵琶湖さざなみ街道・中山道
- 6-10 たんば三街道
- 6-11 愛宕街道 (京都鳥居本)
- 6-12 悠久の竹内街道
- 6-13 三国湊のまち・海・緑・そしてひとを結ぶみち
- 6-14 但馬漁火ライン
- 6-15 日本風景街道まほろば
- 6-16 日本風景街道 ~難波宮と大阪・熊野街道~
- 6-17 美山かやぶき由良里街道
- 6-18 ふくいやまざわ天下一街道
- 6-19 西の鯖街道

北陸風景街道協議会

- 4-1 日本海パークライン
- 4-2 北アルプス大展望・最長最古の塩の道ルート
- 4-3 金沢城下 野町・弥生誘い街道
- 4-4 奥能登絶景海道
- 4-5 良寛も歩いた弥彦浪漫の道
- 4-6 日本の原風景 「枝垂れ桜の咲く里への回り道」
- 4-7 飛越交流ふり・ノーベル出世街道
- 4-8 よりみち街道『中越』
- 4-9 越後妻有里山回廊
- 4-10 佐渡國しま海道
- 4-11 白山眺望街道

シーニックバイウェイ 北海道推進協議会

- 1-1 支笏洞爺二セコルート
- 1-2 大雪・富良野ルート
- 1-3 東オホーツクシーニックバイウェイ
- 1-4 宗谷シーニックバイウェイ
- 1-5 釧路湿原・阿寒・摩周シーニックバイウェイ
- 1-6 函館・大沼・噴火湾ルート
- 1-7 萌える天北オロンルート
- 1-8 十勝シーニックバイウェイ~十勝平野・山麓ルート
- 1-9 十勝シーニックバイウェイ~トカプチ雄大空間
- 1-10 十勝シーニックバイウェイ~南十勝夢街道
- 1-11 札幌シーニックバイウェイ~藻谷山麓・定山渓ルート
- 1-12 どうなん・追分シーニックバイウェイルート
- 1-13 天塩川シーニックバイウェイ

中国地方風景街道協議会

- 7-1 R185さざなみ海道
- 7-2 歴史街道「萩往還」
- 7-3 人間文化の原風景 ~ご縁をつなぐ神仏の通ひ路~
- 7-4 本州最西端の道「風波のクロスロード」
- 7-5 しまなみ風景街道
- 7-6 大山遠望歴史の道
- 7-7 風待ち海道 ~隠岐まるごとミュージアム~
- 7-8 銀山街道・陰陽結ぶ銀の道
- 7-9 新因幡ライン ~ふるさとに出会う幸福(29)ロード~

東北風景街道協議会

- 2-1 のしろ白神の道
- 2-2 ふくしま浜街道 ハッピーロード
- 2-3 みちのくおとぎ街道
- 2-4 菅江真澄と巡るあきたの道
- 2-5 桑折宿まちなか街道
- 2-6 忘れられた道造りの歴史と絶景を「江戸の旅日記から感じる道」
- 2-7 鹽竈海道
- 2-8 奥州街道 温故知新の道
- 2-9 青森エントランスロード
- 2-10 樂子の松街道
- 2-11 出羽の古道 六十里越街道
- 2-12 城下町あいづ道草街道
- 2-13 広瀬川せせらぎ緑道
- 2-14 弘前まちなか散策街道
- 2-15 越後米沢街道・十三峠
- 2-16 釜石「鉄のみち」
- 2-17 十和田奥入瀬浪漫街道
- 2-18 奥州街道と縄文のみち
- 2-19 黄花紅の東むつ湾ルート
- 2-20 磐梯妻スカイ・レーク・ゴールドライン

九州風景街道推進会議

- 9-1 日南海岸きらめきライン
- 9-2 日豊海岸シーニック・バイウェイ (蒲江・北浦大漁海道)
- 9-3 ながさきサンセットロード ~橋でつながる教会と歴史の道~
- 9-4 北九州おもてなしの“ゆっくりかいどう”
- 9-5 ちょっとよみち 唐津街道むなかた
- 9-6 かごしま風景街道
- 9-7 玄界灘風景街道
- 9-8 九州横断の道 やまなみハイウェイ
- 9-9 九州横断の道 阿蘇くまもと路
- 9-10 「豊の国歴史ロマン街道」 ~小倉・足立山から宇佐の森へ~
- 9-11 みどりの里・耳納風景街道
- 9-12 別府湾岸・国東半島海への道
- 9-13 あまくさ風景街道
- 9-14 薩摩よりみち風景街道

風景街道中部地方協議会

- 5-1 日本風景街道「伊勢熊野みち」
- 5-2 ぐるり・富士山風景街道
- 5-3 二つのアルプスに抱かれた「信州伊那アルプス街道」
- 5-4 新しさからなつかつかさ塩の道 ~中馬街道~
- 5-5 こころのふるさと「木曾路」中山道
- 5-6 渥美半島菜の花浪漫街道
- 5-7 信州みのわ花街道
- 5-8 古道ロマン「東山道」
- 5-9 “なごみの伊豆 なごみの道” 風景街道
- 5-10 浜名湖サイクリングロード
- 5-11 美濃白川 四季彩街道
- 5-12 民俗芸能と南北朝歴史浪漫のみち「秋葉街道」
- 5-13 南信州パノラマ街道
- 5-14 さらり三橋志摩ゆうやけパール街道
- 5-15 東海道「駿河2峠6宿風景街道」
- 5-16 信州遺山郷「天に至る まつり古道」
- 5-17 大井川流域「南アルプスへの道・お茶の道」
- 5-18 「合掌・さくら」飛越街道 ~世界遺産をめぐる道~
- 5-19 飛騨高山風景街道
- 5-20 下呂湯めぐり街道

四国風景街道協議会

- 8-1 いやし・もてなし神山街道
- 8-2 むれ源平石あかりロード
- 8-3 源平ロマン街道
- 8-4 南いよ風景かいどう
- 8-5 土居廓中
- 8-6 四万十かいどう
- 8-7 光まわり回廊~阿南~
- 8-8 美馬市まほろば夢街道
- 8-9 砥部陶街道
- 8-10 土佐のまほろば風景街道
- 8-11 三好市秘境ロマン街道
- 8-12 ~オーシャンビュー~ 南阿波サンライン・風景海道
- 8-13 えひめやまなみ燦々 風景街道
- 8-14 土佐市ドラゴン風景街道
- 8-15 うたぶ今昔ロマン街道

沖縄地方風景街道協議会

- 10-1 琉球歴史ロマン街道「宿道」
- 10-2 やんばる風景花街道



風景街道関東地方協議会

- 3-1 浅間・白根・志賀さわやか街道
- 3-2 千曲川・花の里山風景街道
- 3-3 江戸・東京・みらい街道
- 3-4 『東京・迎賓地区』
- 3-5 ルート299北ハケ岳しらかば街道
- 3-6 千変万化の筑波山「まち」「さと」周遊ルート
- 3-7 時空から天空への道 日光街道
- 3-8 秩父路ルネッサンス
- 3-9 日本風景街道298三郷
- 3-10 浅間ロングトレイル
- 3-11 甲州夢街道 (八王子・相模湖・藤野エリア)
- 3-12 南房総・花海街道
- 3-13 ハケ岳南麓風景街道
- 3-14 東海道 風景街道
- 3-15 歴史街道「ぶらり大磯」(Slow Life in OISO)
- 3-16 ロングビーチ 癒しの九十九里街道
- 3-17 谷川岳ゆけむり街道 (信仰と歴史の街道)
- 3-18 いたこ あやめ 花街道